

訪問型介護予防サービス(A2)サービスコード表

廃止
新設
変更

令和3年4月

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型介護予防サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1,176	単位	1,176
A2 1114	訪問型介護予防サービスⅠ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 1,055
A2 2111	訪問型介護予防サービスⅠ日割						39
A2 2114	訪問型介護予防サービスⅠ日割・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 35
A2 1211	訪問型介護予防サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度	2,349	単位	2,349
A2 1214	訪問型介護予防サービスⅡ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 2,108
A2 2211	訪問型介護予防サービスⅡ日割						77
A2 2214	訪問型介護予防サービスⅡ日割・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 69
A2 1321	訪問型介護予防サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	3,727	単位	3,727
A2 1324	訪問型介護予防サービスⅢ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 3,334
A2 2321	訪問型介護予防サービスⅢ日割						123
A2 2324	訪問型介護予防サービスⅢ日割・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 110
A2 2411	訪問型介護予防サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度 ※1月の中で全部で4回まで	268	単位	268
A2 2414	訪問型介護予防サービスⅣ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 240
A2 2511	訪問型介護予防サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度 ※1月の中で全部で8回まで	272	単位	272
A2 2514	訪問型介護予防サービスⅤ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 244
A2 2621	訪問型介護予防サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度 ※1月の中で全部で12回まで	287	単位	287
A2 2624	訪問型介護予防サービスⅥ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 257
A2 1411	訪問型介護予防短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2	20分未満 ※1月につき全部で22回まで	167	単位	167
A2 1414	訪問型介護予防短時間サービス・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90% 149
A2 6001	訪問型介護予防サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2 8000	訪問型介護予防サービス特別地域加算	特別地域加算				所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型介護予防サービス特別地域加算日割					所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型介護予防サービス特別地域加算回数					所定単位数の 15% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算日割					所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算回数					所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2 8111	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算回数					所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型介護予防サービス初回加算	チ 初回加算				200単位加算	200
A2 4003	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算				(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2 4002	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅱ					(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2 6269	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算				(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2 6270	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅱ					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅲ					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅳ					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅴ					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2 6279	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅱ					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	
A2 8310	訪問型介護予防サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応				所定単位数の1/1000 加算	